

① 件名
建築物省エネ法に係る適合性判定等の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物の省エネ性能の向上を図るため、新たに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）が制定され、平成28年4月1日に既に誘導基準等が一部施行されており、平成29年4月1日から大規模な非住宅建築物（特定建築物）について、新築時等におけるエネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定義務を課し、これを建築確認で担保する必要がある。</p> <p>【目的】 法律の施行に伴い、当該手数料の徴収を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号） 石巻市手数料条例（平成17年石巻市条例第65号） 石巻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年3月31日規則27号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成27年7月8日 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律制定（平成28年4月1日一部施行（誘導基準について）、平成29年4月1日施行予定）</p>
⑤ 主な内容
<p>建築物省エネ法の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者から手数料を徴収する。適合性判定を受ける時にはモデル建物法と標準入力法・主要室入力法の2つの計算方法から申請者が選択し申請する。なお、手数料については計算方法毎に異なる。</p> <p>【各計算方法の概要及び使い分けについて】</p> <p>(1) モデル建物法 概要：計画する建物の用途ごとにモデルとなる建物を設定し、このモデル建物に対して、評価対象建築物の仕様を適用することによって、基準の適否の判断を行う簡易評価方法 メリット：検証が短時間で終了する（2～3日）、申請者の入力項目が少ない デメリット：標準入力法・主要室入力法と比較し、値が厳しく評価される。</p> <p>(2) 標準入力法・主要室入力法 概要：実際に建つ建物の面積・形状に仕様を当てはめて計算する詳細な評価方法 メリット：モデル建物法と比較し、より良い評価結果となる場合がある デメリット：検証が長期間になる（2週間～1ヶ月）、申請者の入力項目が非常に多い。</p> <p>(3) 使い分けについて 法が求める義務基準は簡便なモデル建物法で検証し、BELS 認証（省エネルギー性能を5段階で評価し、認証する制度。ウェブサイトに掲載する等の広報が可能）を取りたい場合には標準入力法で検証を行う。</p> <p>【手数料算出方法】 新規申請：国で示している想定所要時間×1時間あたりの人件費（宮城県の標準単価） 変更申請：新規申請手数料の2分の1（端数処理は宮城県基準に準じる。）</p>

(1)モデル建物法（簡易な計算方法）

申請面積（㎡）	新規申請	変更申請
～300 以内	82,300 円	41,100 円
300 を超え～2,000 以内	138,000 円	69,000 円
2,000 を超え～5,000 以内	223,000 円	111,000 円
5,000 を超え～10,000 以内	291,000 円	145,000 円
10,000 を超え～25,000 以内	350,000 円	175,000 円
25,000 を超えるもの	411,000 円	205,000 円

(2)標準入力法・主要室入力法（詳細な計算方法）

申請面積（㎡）	新規申請	変更申請
～300 以内	215,000 円	107,000 円
300 を超え～2,000 以内	348,000 円	174,000 円
2,000 を超え～5,000 以内	497,000 円	248,000 円
5,000 を超え～10,000 以内	612,000 円	306,000 円
10,000 を超え～25,000 以内	723,000 円	361,000 円
25,000 を超えるもの	825,000 円	412,000 円

※適合性の判定については、手数料と同額で民間業者（県内に事業所を置く登録建築物エネルギー消費性能判定機関等）に委託予定

【適合性判定に係る規制措置について】

建築物省エネ法において次の規制措置が実施された。

(1) 2,000㎡以上の非住宅建築物

省エネ基準適合義務・適合性判定義務が生じる、合致しない場合は建築確認を許可することができない。

(2) 300㎡以上の住宅・非住宅建築物

省エネ基準に適合している旨の計画書の届出義務が生じる、適合しない場合は指示・命令等を出す場合がある。

(3) 300㎡以下の住宅・非住宅建築物

省エネ基準に適合させる努力義務がある。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

一定規模以上の非住宅建築物について、新築時等におけるエネルギー消費性能基準への適合義務を課すことで、地球温暖化など環境悪化の軽減や健康な居住環境の確保に資する。

【市行財政への影響】

歳入(土木手数料) 適合性判定手数料 17件×223,000円=3,791,000円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

適合性判定手数料については、県内特定行政庁（石巻市・仙台市・塩竈市・大崎市）は、宮城県の手数料基準に準じて同額で設定する予定である。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年2月 市議会第1回定例会へ「石巻市手数料条例」の改正案を提案

3月 「石巻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」の一部改正
(いずれも平成29年4月1日施行)

⑨ その他